

令和6年3月から「オンライン資格確認等システム」がスタート

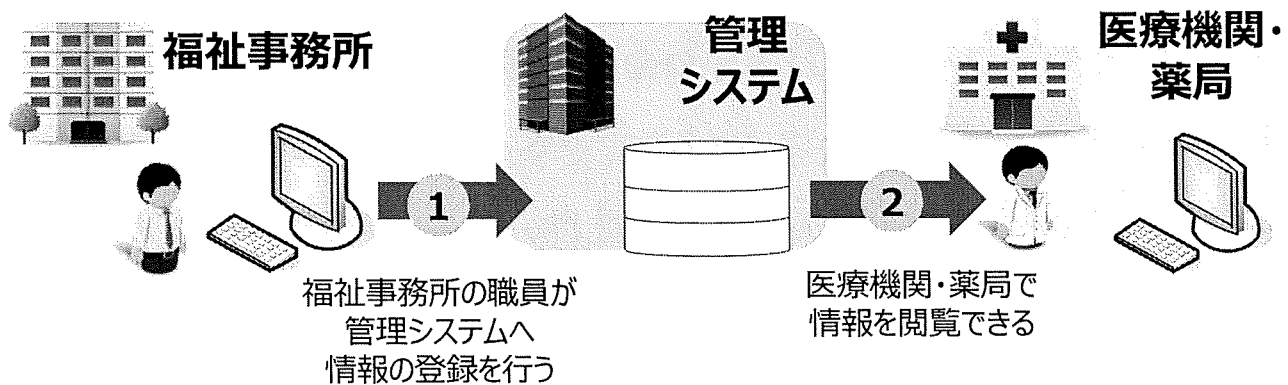
医療機関・薬局の窓口において、生活保護受給者は
令和6年3月からマイナンバーカードを
医療券として使えるようになります※1

■マイナンバーカードで医療券・調剤券が確認できる仕組み

オンライン資格確認等システムとは、医療機関・薬局の窓口においてマイナンバーカードで資格情報の確認を行うことができるシステムです。

福祉事務所の職員が、生活保護受給者の情報や医療券・調剤券情報を事前に管理システムへ登録することで、医療機関・薬局において生活保護受給者の情報を確認することができるようになります。※2

医療機関が必要な受給者番号などの資格情報、医療券・調剤券情報のほかに、本人の同意があれば診療情報や薬剤情報、健診情報が確認できます。



※1 保護変更申請書（傷病届）については引き続き福祉事務所に提出する必要があります。また、オンライン資格確認等システムに対応していない医療機関については、引き続き医療券（紙）が必要となります。

※2 DVや虐待等を受けている方や受けた方については、別途手続きをすることでご自身の情報の開示・不開示を行うことが可能となりますので、その場合には担当のケースワーカーにご相談ください。

■オンライン資格確認等を活用するメリット

自身の健康管理に役立ちます。

マイナポータルで自身の診療情報や
薬剤情報、健診情報を
閲覧できるようになります。

より良い医療を提供します。

本人の同意があれば、
初診の医療機関・薬局でも
これまでの診療情報や薬剤情報、
健診情報を医師等と共有
できるようになります。



枚方市福祉事務所
(生活福祉課)

自立支援：072-841-1452

高齢支援：072-841-1454 FAX：072-841-4123

ウラ面もあります
↓

■オンライン資格確認等を利用するには

- ①マイナンバーカードを取得していただく必要があります。
郵送やスマートフォン等で申請ができます。
※申請窓口は同封の案内をご確認ください。

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は②の手続きをお願いします。

- ②マイナンバーカードを医療券・調剤券として利用するためには
申込みが必要です。

以下のいずれかで申込みができます

- マイナポータル
- 医療機関・薬局の窓口を設置している顔認証付きカードリーダー(※)
- セブン銀行ATM

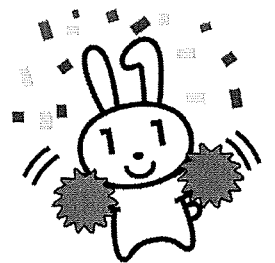
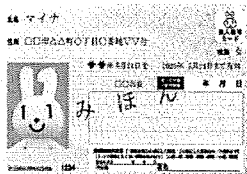
※顔認証に対応していない等、利用の登録ができない医療機関・薬局があります。

■マイナンバーカードへのよくあるご質問

Q マイナンバーを見られるのが不安です

大事な個人情報が入っていません

マイナンバーカードには、受診歴や薬剤情報、生活保護の
受給情報などの重要な個人情報が入っていません。



Q マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

「なりすまし」はできません

マイナンバーカードは顔写真付きなので、
他人がなりすまして使うことはできません。



マイナンバーカードに関するお問い合わせ

申請に関するご相談はこちら

枚方市マイナンバーカードコールセンター

050-3161-6018

(FAX)072-841-3039 枚方市役所
市民課

マイナンバー制度についての

一般的なご質問や紛失・盗難時はこちら

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

(FAX)0120-601-785

オンライン資格確認等システムを活用した 健診情報の引継ぎに関するお知らせ

健診情報の引継ぎとは？

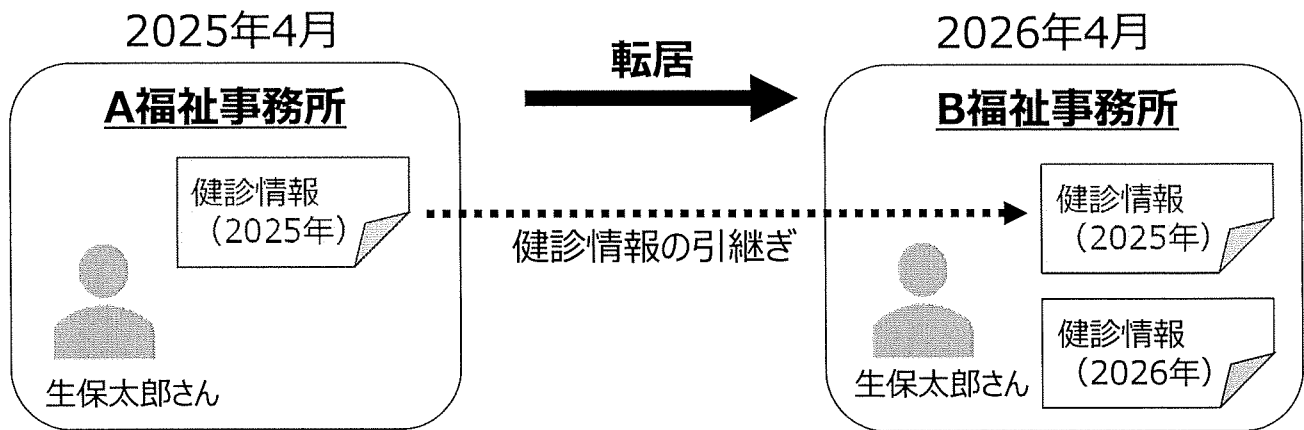
生活保護を受給されている方が、転居に伴って、別の地域の福祉事務所で生活保護を受給されることになった場合、本市で受診した健診の情報を、枚方市福祉事務所から、転居後の地域の福祉事務所に引き継ぐことができます。

引継ぎの対象者と対象の健診情報

引継ぎの対象者は、生活保護を受給されており、転居に伴い、生活保護を受給する福祉事務所が変更となる方です。

また、対象となる健診情報は、2024年4月以降に健康増進法に基づき実施される健診情報です。

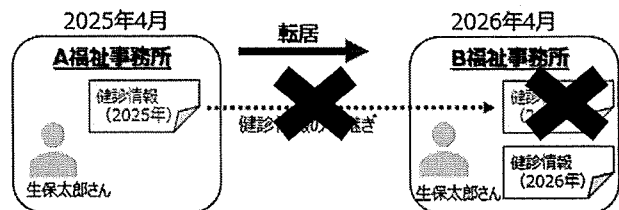
健診情報の引継ぎのイメージ



※健診情報の引継ぎは自動で行われるため、ご自身での手続きは不要です。

健診情報の引継ぎを希望しない場合

やむを得ない理由等で、健診情報の引継ぎを希望しない場合は、担当ケースワーカーへご相談ください。



枚方市福祉事務所
(生活福祉課)

自立支援：072-841-1452

高齢支援：072-841-1454 FAX：072-841-4123